

開業医共済休業保障制度（共済休保）のご案内

開業医共済協同組合の「共済休保」は、保険医が相互に助け合って、休業時の復業支援のために作られた制度です。この機会に是非ともパンフレットをご一読いただきまして、加入申し込みをご検討下さい。

- ◆ 申込締切日 2013年5月31日（金）
- ◆ 申込取扱期間 2013年4月1日（月）～2013年5月31日（金）
- ◆ 申込先 共済代理店＝青森県保険医協会
（お問合せ） 〒 030-0813 青森市松原 1-2-12 長野県保険医会館
TEL 017 (722) 5483 FAX 017 (774) 1326
- ◆ 申込方法 所定の「契約申込書」及び「預金口座振替依頼書」はご契約者が、「告知書兼同意書」及び「契約申込書の被共済者欄」は共済休保に加入するご本人自身が、直接ご記入・押印のうえ、お申込ください。
- ◆ 加入日 2013年8月1日（木）
- ◆ 初回引落日 ご指定の金融機関口座より前月 24 日（当日が休日の場合は翌営業日）に引落とされます。初回に限り、出資金（勤務医の方は賛助金）と保険料の合算額で 2013 年 7 月 24 日に引落しいたします。

共済休保重要事項に関するご説明

契約概要のご説明

1. ご契約申込に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約申込をいただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上、ご契約申込まねますようお願いいたします。
2. 本書面はご契約申込に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約の内容は「開業医共済休業保障制度普通共済約款」（以下「約款」といいます）によって定まります。約款の詳細やご不明な点については、取扱代理店までお問い合わせください。

1. 共済制度の仕組み及び引受条件等

(1) 共済制度の仕組み

開業医共済休業保障制度（以下「共済休保」といいます）は、ケガ又は病気になり被共済者が休業した場合、死亡又は高度障害に該当した場合に共済金をお支払します。

(2) 被共済者の範囲

被共済者としてご加入いただける方及び被共済者の範囲は次の通りとなります。

① 被共済者としてご加入いただける方

保険医協会・医会会員かつ開業医共済組合員又は賛助会員で、現在健康でかつ正常に医療に従事している 65 歳未満の保険医。継続契約の場合は 74 歳までの保険医。

② 被共済者の範囲

- 1) 個人立医療機関の開設者又は共同経営者が共済契約者となる場合は、当該機関の開設者、共同経営者又は被雇用者
- 2) 法人医療機関の理事長又は管理者が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者又は被雇用者
- 3) 法人医療機関が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者又は被雇用者
- 4) 勤務医が賛助会員として契約者になる場合は、勤務医本人

(3) 共済金の内容

① 共済金の種類と支払額

お支払いする共済金は次の表の通りです。詳細は約款（共済金の種類）をご参照ください。

傷病給付金 (1口当たり)	入院療養	1日 8,000円
	自宅療養	1日 6,000円
弔慰・高度障害給付金(1口当たり)		50万円

② 共済金をお支払いする場合は次の表の通りです。詳細は約款（共済金の支払要件）をご参照ください。

傷病給付金	被共済者が傷病を被り、受療し、5日以上連続して休業した場合で、入院は初日、自宅は5日目から
	1休業につき180日、通算で500日まで。復業後の増悪の場合は再休業とみなし通算を適用。但し精神疾患に係る場合は通算で180日
弔慰・高度障害給付金	新規契約の共済期間の初日以降の傷害及び初日から3ヵ月以降に発病した疾病
	被共済者が傷病を被り、その直接の結果として死亡又は高度障害が生じたとき 新規契約の共済期間の初日以降の傷病

③ 共済金をお支払しない場合は「注意喚起情報のご説明」の3の通りです。

(4) 共済のご契約期間

この共済の契約期間は、1年です。実際にご加入いただく契約期間につきましてはパンフレットにてご確認ください。

2. 共済契約の更新

共済休保は、共済期間の満了日までに次の場合を除き自動的に更新されます。

- ① 共済契約者から共済期間の満了日の14日前までに更新しない旨の所定のお申出がある場合
- ② 共済契約の効力を失っている場合
- ③ 被共済者が満75歳であるとき

3. 共済掛金等

(1) 共済掛金

掛金は年齢により異なります。実際にご加入いただく掛金につきましてはパンフレット「掛金一覧表」にてご確認ください。

(2) 掛金の払込方法

共済掛金の払込方法は月払とし、取扱代理店が定める日に、預金口座振替により払い込むものとします。本制度は領収証の発行をいたしません。

(3) 配当金と無事故戻し

決算の上、剰余金が発生した場合総代会の議決を経て、組合員に対し利用分量配当金があります。2010年度配当を行いました。無事故戻しはありません。

(4) 解約返戻金

解約返戻金はありません。

4. 共済金の請求

共済事由が発生した場合は、取扱代理店を通じて開業医共済協同組合（以下「組合」といいます）にご連絡のうえ、それぞれの共済金の受取人は、約款別表3（請求書類）の必要書類をご用意いただき、取扱代理店を通じて組合へ共済金の請求の手続きを行ってください。

- 1) 傷病給付金の請求書は、休業終了後速やかに請求書を取扱代理店へ提出してください。但し、請求期間が長期（数ヶ月）に及んだ場合は暦月単位で請求してください。
- 2) 弔慰・高度障害給付金の請求書は、事由が発生した場合速やかに取扱代理店へ提出してください。
- 3) 共済金は、約款の規定（共済金の請求）による手続きを完了した日から30日以内にお支払いします。
- 4) 共済金のご請求の際、組合は、共済事由の内容について確認及び調査をさせていただくことがあります。但し、下記の場合は請求完了日からそれぞれの日数以内に、共済金をお支払します。
ア) 医療機関による診断、鑑定等の結果照会 90日
イ) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果照会 180日
ウ) 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査 60日